

公 告

令和7年度 小城公共下水道事業 北小路第1号管渠布設工事について、小城市建設工事条件付一般競争入札実施要領に基づき、条件付一般競争入札（事後審査型）を行いますので、入札参加届の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

令和7年4月17日

小城市長 南里 隆

1 工事の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 工 事 名 | 令和7年度 小城公共下水道事業
北小路第1号管渠布設工事 |
| (2) 工事場所 | 小城市小城町 地内 |
| (3) 工事内容 | 管渠布設工事 総延長 L = 316.4m
推進工 L = 167.0m
開削工 L = 149.4m
人孔工 N = 17基 |
| (4) 予定工期 | 契約日から令和8年2月27日まで |
| (5) 予定価格 | 事後公表 |
| (6) 最低制限価格 | 有 |

2 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 小城市競争入札参加資格に関する規則（平成17年3月1日規則第111号）第3条に定める入札参加者の資格のある者で、小城市内に本店を有している者。
- (3) 当該工事について、過去10年の実績において下水道管渠布設工事に関わる受注実績を有し、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を工事場所での工事期間に専任で配置し得る者であること。
- (4) 令和7・8年度の小城市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により土木一式工事特A級の認定を受けていること。
- (6) 本工事の入札参加届の提出期限日から開札の日までの間において、佐賀県及び小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (7) 本工事の入札参加届提出期限日以前6か月前から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (8) 本工事の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11

年法律第 225 号)の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。
ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加届を再度提出し、前記(5)の決定を受けたものを除く。

- (9) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がないこと。

3 入札参加届及び提出資料

- (1) 当該工事の入札に参加を希望する者は、入札公告の日の翌日から起算して 5 日(休日を含まない)以内に、入札参加届(様式第 2 号)及び配置予定技術者調書(様式第 7 号)を 1 部提出するものとする。

○様式については、小城市のホームページ【<https://www.city.ogi.lg.jp>】に掲載しているため、ダウンロードするか、下記受付場所に問い合わせること。

4 入札参加届等の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和 7 年 4 月 18 日(金)から令和 7 年 4 月 24 日(木)まで
ただし、土曜日、日曜日を除く午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 受付場所 小城市役所 建設部下水道課工務係
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話 0952-37-6122
- (3) 提出方法 持参による(郵送不可)

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。
- (2) 前記の説明を求める場合は、通知をした翌日から起算して 5 日(小城市の休日に関する条例第 1 条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない)以内に、説明を求めることができる。この書面の提出先は小城市役所建設部下水道課とする。
- (3) 入札参加資格がないと認められた理由について書面により説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から換算して 5 日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。
- (4) 前記の回答に不服がある者は、入札参加資格がないと認められた理由の説明を受けた日から 7 日(休日を含まない。)以内に書面により苦情の申立てをおこなうことができる。この書面の提出先は小城市役所建設部下水道課とする。
- (5) 前記による苦情の申立てが行われた場合には、入札又は契約の中止、解除等が行われる場合がある。
- (6) 苦情の申立てについては、小城市入札者指名等審査委員会において審議する。

6 資料の閲覧

入札参加申込者に対する本工事の特記仕様書、関係図面、金抜設計書及び契約書案(以下「設計図書等」という。)の閲覧は、次のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 令和 7 年 4 月 18 日(金)から令和 7 年 5 月 20 日(火)まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 4 時まで

- (2) 閲覧場所 小城市役所 建設部下水道課工務係
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話 0952-37-6122
- (3) 複写申込み メールにて申込みの上、ダウンロード用 URL をメールにて返信する。

7 入札及び開札

本入札方法は、小城市電子入札執行要領に基づく電子入札とする。

- (1) 入札期間
令和 7 年 5 月 20 日（火）午前 8 時 30 分から令和 7 年 5 月 21 日（水）午後 5 時までの
電子入札システム稼働時間
- (2) 開札日時
令和 7 年 5 月 22 日（木）午前 9 時 30 分から
- (3) 開札場所
小城市役所西館 2 階会議室

8 その他

- (1) 入札保証金
小城市財務規則(平成 17 年規則第 38 号)第 85 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づくときは、入札保証金の納付を免除する。
- (2) 契約保証金
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、小城市財務規則第 104 条第 2 項の規定に基づくときは、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 落札者の決定
落札者は、入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）以下の価格で入札書比較最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格を提示した者を落札者とする。
また、落札となるべき同価格の入札を行った者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- (4) 契約の方法、契約締結の時期及び工事費の支払い方法
 - ① 契約は小城市建設工事請負契約約款により契約する。
 - ② 完成前の工事費の支払いについては、小城市建設工事請負契約約款第 38 条の定めるところにより行う。
- (5) その他
 - ① 小城市建設工事条件付一般競争入札実施要領に基づき、条件付一般競争入札(事後審査型)で行う。
 - ② 小城市建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定により最低制限価格を設定している場合は、見積もった入札金額が最低制限価格を下回る価格の時は、直ちに失格とする。
 - ③ 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用について設計図書等に記載された処理方法等により積算した上で入札すること。また、落札者は落札決定後に分別解

体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行うこと。

- ④ 小城市発注の工期が重複する近接した工事を、同一業者が落札し契約した場合は、設計変更により諸経費の調整を行う。
- ⑤ 前金払 有（契約金額の 40%以内）
- ⑥ 部分払 有（小城市財務規則第 62 条第 3 項の規定による。）
- ⑦ 入札心得については、小城市ホームページ **【<https://www.city.ogi.lg.jp>】**に掲載しているので、確認すること。

9 問い合わせ先

- （１）この工事の質問は、令和 7 年 4 月 25 日（金）午前 9 時から令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 4 時までに、質問書を問い合わせ先のメールアドレスに提出し、到着確認のため、電話連絡をすること。

なお、質問事項に対する回答は、入札参加者すべてに行う。

- （２）問い合わせ先 小城市役所 建設部下水道課工務係
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号:0952-37-6122
FAX 番号:0952-37-6174
メールアドレス gesuidou@city.ogi.lg.jp